

必要な第三者の監視

自供頼みの「犯人」捜し



日本を代表する大手電機メーカー「東芝」が監査法人から「監査意見なし」、つまり、監査人がその企業の決算内容が適切と考
えるか否か、判断を示すことができ
ない」と認定され、上場廃止
の危機に直面している。

監査報告は、企業の経理が企業会計原則にのっとって適正に
処理されているか、報告の内容
が経営実態を正確に反映してい
るかを判断して作成される。有
価証券報告書に記載される事項
は、出資者への開示情報として
極めて重要な意味を持つし、金
融機関にも重要な情報源となる。
だから監査法人は、重大な社
会的な責任を負っている。もっ
とも、監査法人と監査を受ける
企業とは顧客関係にあるし、大
企業の監査は、監査法人に対す

る報酬と名声を約束する。それ
だけに、両者の関係が「なれ合い」
になり、企業側の主張に「優し
くなる」危険性を持つ。

かつて、日本企業の取締役は
「取り締まり」役ではなく「取り
締まられ役」、つまり社長以下の
執行幹部の指揮下にあり、本来
の役割を果たしていない、とい
われた。そうした問題点は「社
外取締役」の導入などによって、
改善されつつある。

監査役の内包する問題点を克
服するためには、実効性のある
監査法人の監査が必要である。
第三者機関として対象企業とは
独立の存在であることが制度の
基盤にある。それは企業制度が
民主的で合理的であるための根
幹を支えている。

監査役が万能であるわけでは

ない。企業会計の結果に焦点を
当てるだけでは、企業経営の健
全性を確保し安定した成長を
図ることはできない。それでも手
続き的な適正さを監視すること
は、起こりうる不正や不透明な
処理を排除していくために必要
なことになる。

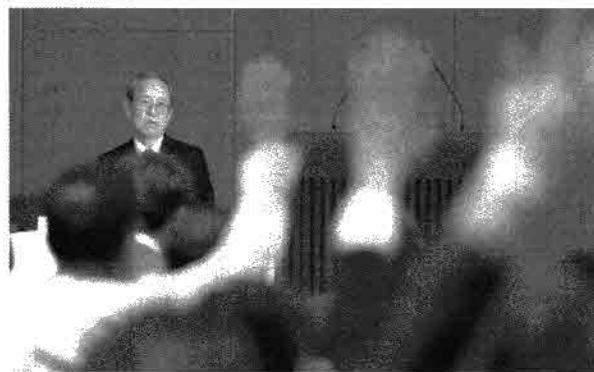
説明責任や手続きなどの透明
さは、企業だけでなくすべての
組織・機関に求められる。その
ための監視の仕組みは、機能し
ているだろうか。たとえば国の

行政手続きはどうだろうか。
首相の意向を「忖度」^{そんたく}したと
される「疑惑」が続いている。
それに対して、単に行政機関で
内部調査が行われただけですむ
のだろうか。しかも、該当する
文書はない、廃棄されたなどと
報告して、行政の長たちは平然
としている。

なぜ、当事者として疑われて
いる人たちが「否定」すれば問
題なくなるのだろうか。これでは、
自供だけを頼りにした犯人捜し
と同じではないか。

行政の手続きに問題があれば、
立法や司法などを介して第三者
の検証が行われるべきだろう。
「一強」は三権分立に反する。ト
ランプ大統領を選んだ米民主
主義には疑問もあるが、それ
も独立の検察官により大統領の
疑惑にメスをいれる健全さを
持っている。安倍晋三首相は、
同盟国の例を率先して見習うべ
きではないか。

(東京大名誉教授 武田 晴人)



東芝の決算発表後、綱川智社長が行った記者会見では、監査法人の適正意見が付かないままの発表となったことなどについて質問が相次いだ。4月11日